

## 1,000 m<sup>2</sup>未満の開発行為等における最小画地面積の指導指針

都市計画部まちづくり指導課

開発行為に係る住宅地域の画地の最小面積については、沼津市開発許可指導技術基準（以下「技術基準」という。）において、その標準を定めたところであるが、開発許可を要しない1,000 m<sup>2</sup>未満の開発行為に関しても、技術基準に準じ以下の値を標準とすることとし、開発行為に関する行政相談、国土法の届出及び建築確認申請手続の受付時等の機会をとらえ、開発者や関係者の理解と協力を強く要請していくものとする。

区 分		1画地の最小面積
市 街 化 区 域	第1種低層住居専用地域	165m <sup>2</sup> 以上
	第1種風致地区	230m <sup>2</sup> 以上 <small>(別途定める沼津市風致地区条例許可等審査基準によること)</small>
	第2種風致地区	200m <sup>2</sup> 以上 <small>(別途定める沼津市風致地区条例許可等審査基準によること)</small>
	そ の 他	150m <sup>2</sup> 以上
市街化調整区域 都市計画区域外 (風致地区を除く)		165m <sup>2</sup> 以上

ただし、地区計画により画地の最小面積が別途定められている場合を除く。